# [事案 2022-9] 契約内容変更等請求

• 令和 5 年 2 月 24 日 和解成立

### <事案の概要>

担当者の誤説明を理由に、契約内容の変更等を求めて申立てのあったもの。

#### <申立人の主張>

平成5年3月に契約した個人年金保険について、以下等の理由により、10年確定年金から15年確定年金に変更してほしい。また、精神的苦痛に対する慰謝料を支払ってほしい。

- (1)年金増額手続の際、年金受取方法を 15 年確定年金に変更できるか担当者に問い合わせた ところ、年金受取開始前まではいつでも変更可能と言われたが、誤った説明であった。
- (2)年金増額部分が契約締結時の年金額の2倍を超えると年金支払期間が変更できないと連絡を受けたが、具体的な理由や金額は説明を受けていない。
- (3) 不必要な費用の浪費や労力により、精神的苦痛を受けた。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社の担当者は、誤った説明はしていない。
- (2)事業方法書の定めにより、申立人の請求する年金支払期間の変更はできない。

#### <裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、年金増額手続時の状況等を 把握するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

## 2. 裁定結果

上記手続の結果、担当者の誤説明は認められないものの、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。